

忘れないで！ 軽自動車の廃車・名義変更などの手続きを

軽自動車税（種別割）は、「4月1日を基準日」として、軽自動車・原動機付自転車・オートバイ・小型特殊車両を所有している方に課税されます。このため、基準日を過ぎてから登録抹消や名義変更の手続きをしても、1年分の軽自動車税（種別割）を納めていただくことになります。

廃車や名義変更をしていない方は、お早めに手続きを済ませてください。また、**売却をしたり、盗難にあった場合でも登録を抹消していなければ、課税されますのでご注意ください。**

手続きに必要なもの、手続き場所は下記のとおりです。



◇軽自動車税の税制改正について

税制改正により、令和元年10月1日から、軽自動車税は、**軽自動車税（種別割）**に名称変更されました。

また、自動車取得税が廃止され、新たに**軽自動車税（環境性能割）**が創設されました。

これらの改正に伴い、軽自動車税は「種別割」と「環境性能割」の2つから構成され、環境性能割については、当分の間、和歌山県が賦課徴収を行うこととなります。

※軽自動車税（種別割）への名称変更後も、税率の変更はありません。

種 別	手 続 き に 必 要 な も の		手 続 き 場 所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	廃 車	・ 標識(ナンバープレート) ・ 所有者の印鑑 ・ 本人確認書類(運転免許証など)	・ 市役所税務課課税係 ☎0738-23-5504
	名義変更 (廃車+登録)	・ 標識(ナンバープレート) ・ 所有者の印鑑 ・ 新たに所有者になる方の印鑑 ・ 本人確認書類(運転免許証など)	
軽 自 動 車 (軽四輪、軽三輪)	廃車または名義変更の手続きに必要なものについては、事前に右記の手続き場所のいずれかへお問い合わせください。		・ 各自動車販売者 ・ 軽自動車検査協会和歌山事務所 住所：和歌山市湊1106-25 ☎050-3816-1846
軽 二 輪 車 (126cc～250cc) 小 型 二 輪 (251cc以上)	廃車または名義変更の手続きに必要なものについては、事前に右記の手続き場所のいずれかへお問い合わせください。		・ 各自動車販売者 ・ 和歌山運輸支局 住所：和歌山市湊1106-4 ☎050-5540-2065

※詳しくは、市ホームページまたは税務課課税係までお問い合わせください。

軽自動車税（種別割）の減免について

障害者手帳（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など）をお持ちの方で、軽自動車を所有している方は、一定の要件に該当する場合、**納期限（6月1日）まで**に申請をすることで軽自動車税（種別割）が減免されます。

詳しくは、市ホームページまたは税務課課税係までお問い合わせください。

◇申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 障害者手帳
- ・ 軽自動車の車検証
- ・ 運転される方の運転免許証
- ・ マイナンバーカード、もしくは、マイナンバーの通知カード

